

注意事項

【CBD 製品の輸入以外のお問い合わせについて】

- ・麻薬取締部では、輸入しようとする CBD 製品について「大麻」に該当するか否かの回答を行っております。このため、CHECKCBD●mhlw.go.jp（迷惑メール防止対策を行っているため、●を@へ置換してください。）にこれ以外に関する質問（例：CBD 製品等の輸出）をお送りいただいても、お答えいたしかねますので、予めご了承ください。

なお、荷物（貨物）の保管等に関するお問い合わせについては、管轄の税関へお問い合わせください。

よくあるご質問（FAQ）

Q1 CBD 製品の輸出に関する相談は受け付けていますか。

CBD 製品の輸出に関する相談は受け付けておりません。麻薬取締部では、CBD 製品の輸入についてのみ確認を行っています。

Q2 CBD 製品以外の CBN（カンナビノール）製品や CBG（カンナビゲロール）製品といった CBD 類似製品の輸入については、大麻の非該当性確認が必要ですか。

CBD 類似製品についても、確認が必要となります。このため、CBD 製品と同様の資料を提出してください。

なお、THC のほか、HHC（ヘキサヒドロカンナビノール）及び THCP（テトラヒドロカンナビフェロール）については、医薬品医療機器等法の指定薬物に指定されているため、嗜好等の目的での輸入は認められておりません。

Q3 輸入者以外からの相談も受け付けていますか。

仲介業者、輸出者からの相談を受け付けておりません。輸入者が直接お問い合わせを行ってください。

Q4 資料の提出については URL リンクをメール本文に貼り付けて提出してもいいですか。

データを格納したクラウドサービスのURLや製造元のホームページ等のURLを送付いただいても、セキュリティの都合により閲覧できませんので、PDF等のファイル形式のデータを直接メールに添付してください。なお、提出するデータ容量が大きい（10MBを越える）場合は、メールを分割して提出してください。

Q5 CBD製品の輸入に関して質問があるときはどうしたらいいですか。

メールアドレス：[CHECKCBD●mhlw.go.jp](mailto:CHECKCBD@mhlw.go.jp)（迷惑メール防止対策を行っているため、●を@へ置換してください。）宛てにご連絡ください。その際には、メールの件名に質問であることがわかるようにしてください。原則として電話による質問は受け付けておりませんのでご了承ください。

Q6 輸入するCBD製品全てに成分分析書を提出する必要がありますか。

成分分析書については、輸入する製品のロット番号ごとに分析書を提出してください。なお、ロット番号が同一でも、フレーバーなどが違う場合は、フレーバーごとに成分分析書を提出してください。

Q7 分析方法の指定はありますか。

分析方法の指定はありませんが、分析する際に用いた分析方法を成分分析書に記載してください。分析機関における独自の名称（略称）が記載されている成分分析書の場合は、その名称（略称）の分析方法に関する説明資料を併せて提出してください。

Q8 分析機関が作成した成分分析書には、定量限界（LOQ: Limit of Quantitation）しか記載されていませんが、この成分分析書により大麻の非該当性確認を受けることは可能でしょうか。

記3でも示しているとおり、成分分析書には検出限界値（LOD: Limit of Detection）が必要となります。LODの記載がない場合、大麻の非該当性確認ができませんので、分析機関に対してLODの記載をしていただくよう求めてください。